

➤ 離職されたみなさまへ ◀

◆このパンフレットは、**雇用保険の給付を受けるために、特に重要なことを記載しています。**
詳しくは、下記の**チャットボット**でのお問い合わせや、お近くのハローワークにお問い合わせください。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「**求職者給付**」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者（※1）に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者（※2）に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「**基本手当**」（いわゆる**失業手当**）を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 65歳以上の方であって特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを

④ 受給手続きにはマイナンバーカードが必要です（2ページの④）。

②～⑨を参照してください

病気、出産、育児、不妊治療、負傷などで
すぐに働けない方は**受給期間延長**申請を

5ページの⑩を参照してください

事業を開始等した方は
受給期間の特例申請を

6ページの⑪を参照してください

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職（※）し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

（※この場合の離職には、契約の変更により労働時間が短くなった結果、雇用保険の資格を喪失した場合も含まれますので、必ずこのパンフレットをご覧ください。）

◆ハローワークでの手続き前に**オンラインで求職登録**を済ませていると、ハローワークでの手続きがスムーズに行えます。

オンライン登録が便利!

求職登録は
こちらから



チャットボットとは・・・

ハローワークチャットボット 検索

ハローワークに寄せられる
様々なお問い合わせに
24時間365日
AIによる自動応答で
対応します。



③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、**ハローワークにご相談ください。**

なお、会社から解雇されたものの、解雇無効として裁判等で争うため就職活動を行わない場合は、条件付きで受給できる制度がありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|---|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方（就任の予定や名義だけの役員も含む） |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む） |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。） | ⑩ パート、アルバイト中の方（※週あたりの労働時間が 20 時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。） |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |

④ 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワーク（12 ページ参照）へ、ご自身で求職申し込み（表紙及び 11 ページ参照）などの手続きをしてください。

なお、主として都道府県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、最寄りのハローワークまでご相談ください。

受給手続きに必要なもの

1. 離職票—1 氏名や口座番号などを記入してください。

ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。

2. 離職票—2

3. マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元（實在）確認書類をお持ちください。

① 個人番号確認書類（いずれか 1 種類）通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）

② 身元（實在）確認書類（（1）のうちいずれか 1 種類。

（1）の書類をお持ちでない方は、（2）のうち異なる 2 種類（コピー不可））

（1）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など

（2）公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など

4. 写真 2 枚（6 か月以内の写真、正面上三分身、約 3.0 cm×3.4 cm。1 枚は離職票—2 にある写真貼付欄に貼付してください）

※ 本手続及びこれに続き今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合には顔写真を省略することが可能です。

5. 本人名義の預金通帳（一部の金融機関を除く）

6. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

◆ 離職票—2 の裏面にも注意事項を記載しておりますのでご確認ください。

◆ 船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

離職票の交付を希望する旨を会社に伝えているにもかかわらず、会社が手続きをせず、離職票がお手元に届かない場合は、みなさまの住所を管轄するハローワークにご相談ください。

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、**離職の日以前 2 年間に 12 か月以上**被保険者期間（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前 1 年間に 6 か月以上**被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から 1 か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月を 1 か月と計算します。なお、賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月が 12 か月ない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上の月を 1 か月として計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については 4 ページの⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前 1 年間に 6 か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1 日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる 1 日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の 6 か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を 180 で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ 5～8 割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前 6 か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率 } 50 \sim 80\%) = \text{【基本手当日額】}$$

賃金日額

※ 60～64 歳の方については 45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

① 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
65 歳未満	90 日	120 日	150 日

② 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1 年未満	1 年以上
45 歳未満	150 日	300 日
45 歳以上 65 歳未満		360 日

③ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		120 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		150 日		240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢被保険者（65 歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	30 日分	50 日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40 日分
（暫定措置）	

※ 同一の事業主に 3 年以上雇用され、雇止めの通知がなく、契約の更新または延長を希望しない旨の申出をした方は、自己都合の離職の方と同様に上記①の所定給付日数となります。

※ 「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期】給付制限【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日(待期) が経過した後 (実際に最初の給付金が振り込まれるのは離職票提出から約1カ月後)	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日(待期)+1か月~3か月(給付制限)【※】 が経過した後(実際に最初の給付金が振り込まれるのは離職票提出から 約2カ月~4カ月(【※】給付制限期間による)後)
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、 給付日数が残っていても支給されません。 (早めに手続きをしてください)	

※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限(支給を受けることができる期限)は
離職の日の翌日から1年を経過する日、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限
 は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。

【※】 正当な理由のない自己都合によって離職された方の給付制限期間は、離職日が令和7年4月1日以降である
 場合は原則1か月、同年3月31日以前である場合は原則2か月となります。ただし、離職日からさかのぼっ
 て5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合離職し受給資格決定を受けた場合または懲戒解雇された場
 合の給付制限期間は3か月となります。

＜令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除されます＞

正当な理由のない自己都合により離職された方のうち、次のいずれかに当てはまる教育訓練等(令和7年4月1
 日以降に受講を開始したものに限り)を**離職の前1年以内に受けた方(途中退校は該当しません)**または
離職の日以後に受けている方は、当該訓練を受ける期間と受け終わった後の期間について給付制限が解除されま
 す。

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練 | ② 公共職業訓練等 |
| ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練 | ④ ①~③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練 |

教育訓練等を受けた方、または受ける方は、ハローワークにご相談ください。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なく
 された方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新
 されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定めら
 れています。

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが
 行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、
 それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行
 います。特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問
 い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

※ 有期契約を反復更新している方(契約期間が計3年未満)で契約期間が短期間となるなど労働条件の低下があり、さらに本人
 が契約更新を希望したにもかかわらず不更新条項がついた場合等は、特定理由離職者に該当する場合があります。

⑩ すぐに働くことができない方は…65 歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

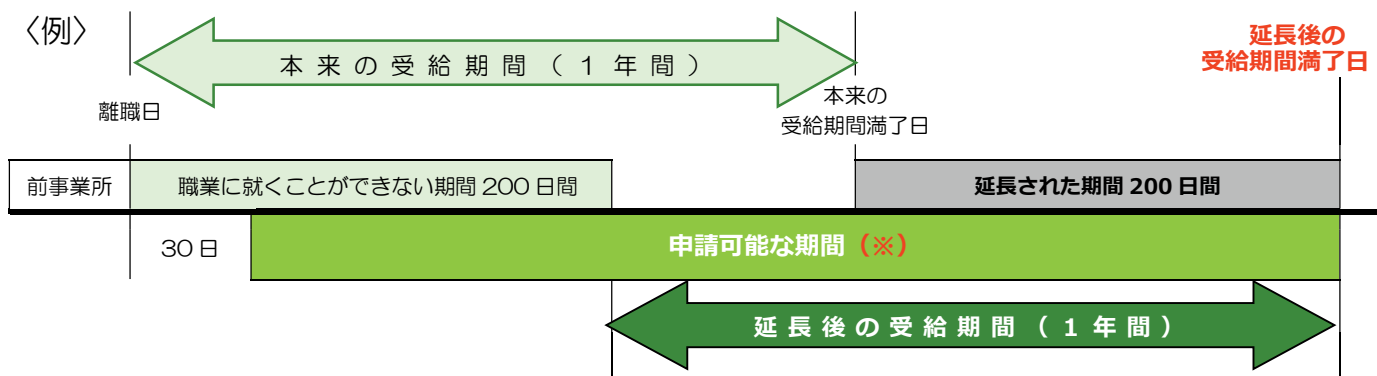
離職後 1 年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が 30 日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む）
- ② 妊娠・出産・育児（3 歳未満に限る）などにより働くことができない（不妊治療を含む）
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60 歳以上の定年等により離職して、しばらくの間休養する（船員であった方は年齢要件が異なります）

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60 歳以上の定年 など
申請期間	離職の日（働くことができなくなった日）の翌日から 30 日過ぎてから早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば申請は可能	離職の日の翌日から 2 か月 ※原則として、この期間を過ぎた申請は承認できないため、申請を検討中の方はご注意ください
延長期間	（本来の受給期間） 1 年 + （働くことができない期間） 最長 3 年間	（本来の受給期間） 1 年 + （休養したい期間） 最長 1 年間
提出書類	受給期間延長等申請書、離職票 ー 2 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住居所を管轄するハローワーク（受給資格決定をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク）	



※ 申請可能な期間であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。

⑪ 事業を開始等した方は…【受給期間の特例】

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則、離職日の翌日から1年以内となっています。令和4年7月1日から、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設しました。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。

離職日の翌日以後に下記の要件を全て満たす事業を開始等した場合は、受給期間の特例を申請できます。

- ① 事業の実施期間が30日以上であること。
- ② 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ③ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。
※次のいずれかの場合は、④に該当します。
 - ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。
 - ・登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料で、事業の開始、事業内容と事業所の実在が確認できること。
- ⑤ 離職日の翌日以後に開始した事業であること。
※離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合を含みます。

＜留意事項＞

この特例の対象は、令和4年7月1日以降に「事業を開始した場合」「事業に専念し始めた場合」「事業の準備に専念し始めた場合」のいずれかです。以下のような場合にはご注意ください。

令和4年6月30日以前に事業を開始	令和4年7月1日以降に事業に専念	特例の対象
令和4年6月30日以前に事業の準備に専念	令和4年7月1日以降に事業を開始	特例の対象
	事業を開始しなかった	特例の対象外
	令和4年6月30日以前に事業を開始し専念	特例の対象外

- ★ 受給期間延長等申請書は、教育訓練給付適用対象期間延長申請と高年齢雇用継続給付延長申請ができる一
体の様式になっていますが、この2つの申請は、受給期間の特例の対象ではないことにご注意ください。

受給期間の特例の申請手続き

対象者	離職日の翌日以後に、事業を開始した方／事業に専念し始めた方／事業の準備に専念し始めた方
申請期間	事業を開始した日／事業に専念し始めた日／事業の準備に専念し始めた日の翌日から2か月以内 ※ただし、就業手当または再就職手当を支給申請し、不支給となった場合は、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請できます。
対象期間	(本来の受給期間) 1年間 + (起業等から休廃業までの期間) 最長3年間
提出書類	①受給期間延長等申請書 ②離職票-2(受給資格の決定を受けていない場合)または受給資格者証(受給資格の決定を受けている場合) ③事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類 (1)事業を開始した場合または事業に専念し始めた場合 【例】登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等 (2)事業の準備に専念し始めた場合 【例】金融機関との金銭消費貸借契約書の写し、事務所賃借のための賃貸借契約書の写し等
提出方法	本人来所、郵送、代理の方(委任状が必要)
提出先	住居所を管轄するハローワーク(受給資格決定をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク)

1 離職日の翌日に起業して2年後に廃業したケース



2 離職日の2か月後に起業して3年6か月後に廃業したケース



⑫ 年金との併給調整について

65 歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの**日本年金機構の各年金事務所**へご確認ください。

⑬ 国民健康保険料(税)の軽減について

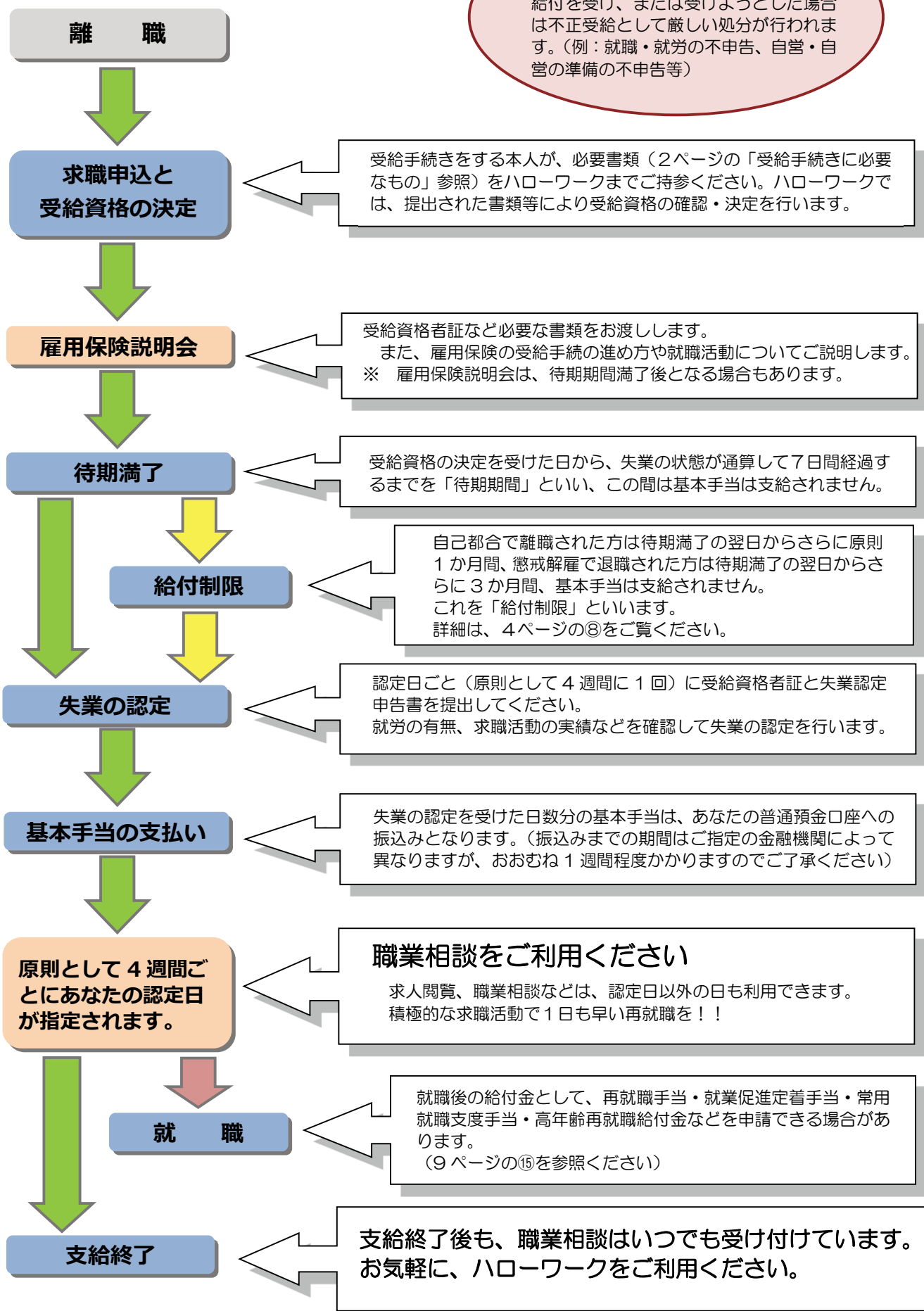
特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません)

軽減を受けるためには届け出が必要となります。その場合、**事前に離職票1、2の(写し)をご準備ください。**(※**離職票1、2の原本は、失業給付の手続きに必要**です。)詳細は、**お住まいの市町村の国民健康保険担当**へご確認ください。

⑭ 基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください！

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。（例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等）



⑮ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待期期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

就職に就いた場合

次の要件を全て満たしていることが必要です

- ①就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること
（支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えときは就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります）※支給残日数については、上記の「「支給残日数」とは」を参照。
- ②1年を超えて勤務することが確実であると認められること
（1年以下の雇用期間が定められ、雇用契約の更新に当たって、一定の目標達成が条件付けられている場合は「1年を超えて勤務することが確実であること」には該当しません）
- ③待期満了日後の就職であること
- ④離職理由による給付制限を受けた場合は、**待期満了日後1か月間については**、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること
- ⑤離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと
（資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含みます）
- ⑥就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと
- ⑦受給資格決定（求職申し込み）前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと
- ⑧原則、雇用保険の被保険者要件を満たす条件での雇用であること

事業を開始した場合

次の①から⑤までの要件を満たし、支給に関する調査を行う際に、事業を安定的に継続して行うことができる見込みがあると判断されることが必要です。

- ①事業を開始された方で、事業開始日の前日まで支給を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上であること。
*支給残日数は事業開始日の前日までの期間に係る失業の認定を行った上で判断します。
*事業開始日または給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了日までの日数の方が少ない場合は、その日数が支給残日数となります
*事業開始に係る準備期間がある場合、事業開始に係る準備を開始した日を事業開始日として取扱います。
- ②待期が終わった後に事業を開始したものであること。
- ③離職理由による給付制限（給付制限期間の長短を問わない）がある場合は、待期満了後1ヶ月以内に事業を開始したものでないこと。
- ④事業により自立することができると認められるものであること。
*自立することができると認められるものには、開始した事業により被保険者資格を取得するものを雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主になる（適用事業に係る事業設置届年月日が受給期間内にある場合）ほかハローワーク（船員については地方運輸局）の長が認めるものがあります。⑤事業開始日前3年以内に再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。

更に、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の給付を受けることができます。

就業促進定着手当の支給要件

次の要件を全て満たしている必要があります

- ①再就職手当の支給を受けていること。
- ②再就職手当の支給を受けた再就職の日から、同じ事業主に引き続き6か月以上雇用されていること
※ 事業主の都合による出向等であっても、再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月経過前に雇用保険の被保険者資格を喪失した場合には、この手当の支給は受けられません。
(事業を開始されたことで再就職手当が支給された場合は、この手当の支給は受けられません。)
- ③再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月間に支払われた賃金額の1日分の額(A)が離職前の賃金日額(B)を下回ること(AとBの原則的な計算方法はP6の14をご覧ください。)
※ 離職前の賃金日額が下限額の場合には、再就職後6か月間の賃金の1日分の額が離職前の賃金日額を下回ることはないので、この手当の支給は受けられません。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態(1年を超える見込みのない雇用)で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割(1円未満は切り捨て)の**就業手当**が支給されます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満(※)の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。

※ 船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等(再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む)の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます(支給額は各月に支払われた賃金の10%(※)を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます)。

※ 60歳到達日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない場合はその期間が5年を満たすこととなった日)が令和7年3月31日以前の場合の支給額は、各月に支払われた賃金の15%です。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職(1年を超える雇用見込み)し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます(支給額は各月に支払われた賃金の10%(※)を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます)。ただし、再就職手当(上記①)と同時に受けることはできません。

※ 再就職の日が令和7年3月31日以前の場合の支給額は、各月に支払われた賃金の15%です。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

ハローワークでは、これまでの職歴の棚卸しなど、ご希望に応じた職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などのサービスを提供しています。

再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!

求職申込み手続きのご案内

求職申込み手続きは、どのハローワークでも受け付けています。

ただし、雇用保険受給手続きなどを行う場合は、住所を管轄するハローワークで手続きする必要があります。

申込み方法①：ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で、求職申込み情報を入力（仮登録）後に、窓口で申込み手続きを行う。

※ 求職申込書（筆記式）もご用意しています。

申込み方法②：ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、「ハローワークインターネットサービス」にアクセスし、オンライン上の求職登録を行う。（※雇用保険の受給手続きを行う場合は、ハローワーク窓口での追加の手続きが必要です）

雇用保険受給開始までの求職申込み手続きの流れ

①ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）で求職申込み情報を入力（仮登録）する

※「求職申込書」（筆記式）もご用意しています

<窓口>

申込み手続きを行う
（申込み内容や希望条件の確認など）

求職申込み受付完了（ハローワーク受付票を交付）

職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などの各種サービスをご利用いただけます

②ご自宅のパソコンやスマートフォンからハローワークインターネットサービスにアクセスし求職者マイページアカウント登録を行う

アカウント登録完了後14日以内に求職情報を登録し、求職者マイページを開設する。

オンライン上の求職登録完了
（オンライン登録者）

<窓口>

給付を受給するハローワークの相談窓口でのご相談
（※受給資格決定日と同日でも可）

求職者マイページのご案内

ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから以下のサービスが利用でき、お仕事探しがより便利になります。開設を希望する方は、窓口にお申し出ください。

- **求人の検索条件や気になった求人进行保存**することができます。
- ハローワークでご紹介した求人内容や応募履歴を確認することができます。
- メッセージ機能により、応募した求人の担当者とやりとりできます。ハローワークから求人情報やお知らせをお送りする場合もあります。
- 登録した情報の確認や変更ができます（※雇用保険の失業給付等を受給されている方は、変更内容によって、別途給付窓口での手続きが必要になる場合があります。詳しくは受給をされているハローワーク窓口までお問い合わせください。）。
- ハローワークから職業紹介（オンラインハローワーク紹介）を受けることができます。
- 求人に直接応募（オンライン自主応募）することができます。

※オンライン自主応募はハローワーク紹介とはならないため、再就職手当等の受給を検討されている方はご注意ください。

<留意事項>

- ・ 求職者マイページは、ハローワークおよびハローワークインターネットサービスを利用して就職活動を行うことを希望する方を対象に、求人情報の検索・閲覧など仕事探しに必要なサービスを提供するものです。
- ・ 「求職者マイページ」を開設するには、ハローワークへの求職登録が必要です。求職が無効となった場合、一部サービスが利用できなくなります。
- ・ マイページを開設するには、ログインアカウントとして使用するメールアドレス、パソコン、スマートフォンなどが必要です。なお、利用規約およびプライバシーポリシーに同意いただく必要があります。

沖縄県内のハローワーク・地方運輸局

開庁日：月～金 8:30～17:15 閉庁日：土・日・祝日・年末年始

※手続きには、時間がかかりますので、十分に時間に余裕をもって、ご来所くださいますようお願いいたします。

ハローワーク 那覇

〒900-8601 那覇市おもろまち1-3-25
給付課 ☎098-866-8609 (11#)
浦添市、西原町以南の本島及び島尻郡の離島 伊平屋村、伊是名村
除く)にお住まいの方



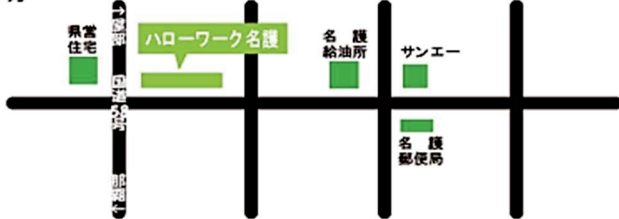
ハローワーク 沖縄

〒904-0003 沖縄市住吉 1-23-1
給付課(直通) ☎098-939-3203
宜野湾市、中城村以北、恩納村、宜野座村以南の本島地域にお住まいの方



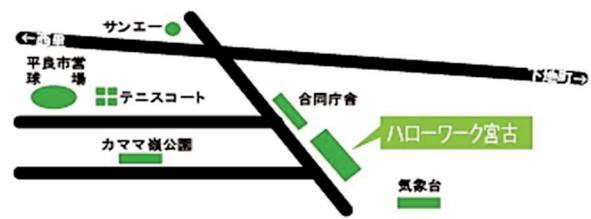
ハローワーク 名護

〒905-0021 名護市東江4-3-12
☎0980-52-2810
名護市以北の本島地域、伊江村、伊平屋村、伊是名村にお住まいの方



ハローワーク 宮古

〒906-0013 宮古島市平良字下里1020
☎0980-72-3329
宮古島市、多良間村にお住まいの方



ハローワーク 八重山

〒907-0004 石垣市字登野城55-4
☎0980-82-2327
石垣市、竹富町、与那国町にお住まいの方



沖縄総合事務局 運輸部船舶員課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館 5階)
☎098-866-1838
沖縄本島及び周辺離島にお住まいで船員であった方で、
離職後引き続き船員での就職を希望される方



宮古運輸事務所

〒906-0013 宮古島市平良字下里1037-1
☎0980-72-4990
宮古島市、多良間村にお住まいで船員であった方で、
離職後引き続き船員での就職を希望される方



八重山運輸事務所

〒907-0004 石垣市字真栄里863-15
☎0980-82-4772
石垣市、竹富町、与那国町にお住まいで船員であった方で、
離職後引き続き船員での就職を希望される方



厚生労働省 HP に雇用保険の Q&A を掲載しておりますので、ご覧ください。

【URL はこちら】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>

